

“丹羽貞仁”後援会

1 趣 旨

私たちは、“丹羽貞仁”の俳優活動を、丹羽真理子様のご指導を頂き、心から応援するために次の点を基本に、継続的な活動を行います。

- (1) 私たちは、丹羽貞仁さんを、多くの人に広く慕われ、俳優活動が出来るように支援します。
- (2) 私たちは、丹羽貞仁さんの後援者が楽しく応援出来るように活動します。

2 後援会活動の主な内容

- (1) 丹羽貞仁さんが、出演する応援観劇。
 - ① 舞台出演ごとに、生花を贈る。
- (2) 会員の親睦に関する事業及び会員拡大のための事業。
 - ① 年1回の定期総会
 - ② 広報の発行
 - ③ 後援会公式ホームページを、丹羽貞仁さんの許可を得て作成公開
- (3) 後援会運営に必要な事業。
 - ① 年会費の徴収
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

『丹羽貞仁』後援会規約

第1条（名称、事務局）

本会は『丹羽貞仁』後援会と称し、事務局を会長のもとに置くものとします。

第2条（目的）

本会は、俳優『丹羽貞仁』を、心から支援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦交流を通して、会員の研修と資質の向上に努めることを目的とします。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 丹羽貞仁さんが、出演する舞台の応援観劇を行います。
- (2) 会員相互の親睦に関する事業及び会員拡大のための事業を行います。
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業を行います。

第4条（会員）

本会の会員は、本会の目的に心から賛同した有志により構成し、入会申込書を提出した者をもって会員とします。

第5条（役員）

本会に次の役員を置くものとします。

- 会 長 1名 副会長 2名 事務長 1名 幹事若干名 監査 1名
- 会長は、会務を総理し、本会を代表します。
- 副会長は、会長を助け、会長事故あるときはその職務を代行します。
- 事務長は、会長の命をうけ、会務を処理します。
- 幹事は、会務の企画運営に参加します。
- 監査は、本会会計収支について監査を行います。

第6条（役員の選出及び任期）

役員は、総会において選出します。

役員の任期は、3年としますが、再任を妨げません。

第7条（会議）

会長は、毎年1回の総会を招集します。会長は、必要に応じて役員会を招集します。

第8条（会計）

本会の活動にかかる諸経費は、会費、その他の収入をもって賄います。

第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年6月1日から5月31日までとします。

本会の経理は、年1回会計監査による監査を受け、その監査意見書に付して総会に報告します。

第10条（会費）

会費は、1人5,000円とします。

(1) 年会費の途中返還は、致しません。

(2) 期間は6月1日より5月31日迄とします。

（中途入会者も1年分の会費を支払うものとします。）

(3) 5月31日迄に次年度の会費を納金願います。

(4) 会費を納入しなかった場合は、会員の資格を失います。

第11条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定します。

第12条（補則）

(1) 本規約に定めない事項については、役員会で決定します。

(2) 会員が、本会の名を借りた行為（宗教団体、物品等の各種勧誘等）を行うことは禁止します。発覚した場合は、除名といたします。

附 則 本規約は、平成15年6月8日より実施します。

1 平成24年9月15日 第5条一部改正（副会長2名）

2 平成28年7月2日 第10条改正（会費値上げ）

申し合わせ事項

1 総会は、丹羽 貞仁様の日程を確認の上、毎年5月～7月に調整し開催します。
総会終了後、原則として会員懇親会を開催します。

2 役員会は、原則として総会前に開催し、総会会議資料について検討します。

※電話・FAX、インターネットを活用した開催も、役員会と認めます。

3 丹羽貞仁さんが出演する舞台公演に際しては、後援会として、舞台楽屋に生花を、贈ります。

4 当分の間、事務長が会計業務・広報業務を兼任とします。

5 総会、懇親会等で撮影した写真等については、公式ホームページ並びに後援会会報に掲載しますこと承知願います。（個人のプライバシー保護に関して、どうしても掲載出来ない方は、事前に申し出てください。）